

資料	No.ページ	表・図番号	意見
審査会資料4	No.4 (残土について)		用地②, ③で発生した発生土を仮置きして用地①に利用する状況になると思いますが、盛土規制法の規制対象となるのであれば、適切に対応いただきたい(コメントです)。また、建設汚泥の自ら利用が不可となった分については、廃棄物発生量の評価結果に反映ください。
評価書案	P798		液状化危険度が極めて高いとありますが、過剰な評価にも思います。ハザードマップ等の解像度の低いデータで推定をしておられるのでしょうか、当該サイトの地盤調査等のデータも入手できると思いますので、妥当な評価であるか確認いただければと思います。
評価書案	P20		評価書案では、提案書と比べてアリーナ・商業・ホテルの建築面積・延床面積・建物高さが増加している(特にアリーナ棟)が、増加した理由を示してください。
評価書案	P21		用地②③について、駐車台数の緩和を行った分の「緑地・プレイロット・二輪車駐車施設」として確保した面積および場所を明示してください。
評価書案	P197、 P323		用地②③で残土が多いが、これだけの残土が発生する理由およびこれ以上削減することは考えられないのかを示してください。
			本事業では、用地①-aでは、地域在来種の植栽や外来種の維持管理計画の作成・実施等により、自然文化園と調和した緑地を創出する「自然共生サイト」の認定取得が目指されている。また、用地②及び用地③では、「ABINC認証」の認証取得が目指されていることは、評価できる。認証評価を取得し、認証評価を更新するにあたり、事業後にも緑化の適切な維持管理が求められるが、維持管理の方針、方策について、説明いただきたい。
			緑地面積について、事業計画地内の緑地面積(地上部における緑地の水平投影画者が占める割合は、用地①-aは20.1%、用地②及び用地③はそれぞれ16.6%及27.2%となり、事業計画地全体では19.4%となる。「好いたすまいる条例」に定める緑化率(用地①-a:16%以上、用地②③:25%以上)以上の緑化を計画している。」とあるが、条例にて定める緑化率(緑地の水平投影面積に加えて、屋上緑化・壁面緑化を含めることができる)と事業計画にて予定している緑化率との関係、考え方を再度、説明いただきたい。
			本事業の実施によりオープンスペースと質の高い緑により、動線空間においては多様な利用者が交錯する通路の周辺部に賑わいを生み出し、公園としての潤いを提供するよう中高木を連続的に記置すること、滞留・滞在空間においては効果的に緑を配置し、緑陰空間を出すことにより、①賑わいの創出、②気候変動への対応、③緑によるウェルビーイングの向上によって地域の価値を向上させ、まちの持続可能性の確保を目指すこととされており、緑がオープンスペースに求められる価値や機能の向上に寄与するものと予測されている。こうしたことの評価については、SEGESやTSUNAGの認証を受け、事業後も緑化の維持管理に努めることが考えられるが、質の高い緑化の空間の確保について、自然共生サイトやABNICに加えて、認証評価を受ける可能性があるのか、その考え方を説明いただきたい。
			従前に望み見てきた周囲の山や斜面緑地が見えなくなることについて、審査会では都市的な景観を新たにつくるから影響は少ないという回答があった。しかし、評価書の目的からして、望み見てきた緑地の質や量がどの程度変更したのかという科学的な評価を示すべきではないだろうか。新たに創出されるものの内容をもって、影響が少ないという評価はできないように思われる。※景観協議で求められる説明と環境影響評価で求められる説明の違いでしょうか
審査会資料4	No.9		千里橋ルート設置に伴う樹木伐採にあたって「伐採が想定される樹木は、アラカシ、クスノキ、ウバメガシ等の常緑広葉樹であり、地元から意見があった当該管理通路外周道路側のケヤキやソメイヨシノは改変範囲にはありません。」とあるが、大阪府の万博の森育成等の計画との整合性は検討されているのか。生物多様性の豊かな森を目指す中で、ケヤキやソメイなど特定樹種にのみ着目することが適当なのであろうか。外縁部は間伐、苗木植栽等を行い階層構造の発達した照葉樹林(常緑広葉樹林)を育成していくゾーンとして位置づけられているが、これまでの公園や府の取り組みに影響を与えないか慎重に検討が必要だと思われる。

			(以下の点について、引き続き関係部局と協議を行いながら検討をお願いします。) 本市景観まちづくり計画では、地形や土地利用等の景観特性がおおむね共通するひとまとまりの空間の範囲を「景域」として整理しており、それぞれの景域の特性に応じた景観まちづくりの方針を示しております。今回の計画においては、計画敷地①-aは景域4万博記念公園界隈、計画敷地②・③は景域9山田東界隈に該当します。本事業計画内のアリーナや共同住宅等との調和のみならず、それぞれの景域の景観特性や景観まちづくり方針を踏まえて周辺との調和を意識した計画となるように検討をしてください。(特に共同住宅部分と隣接街区について)
			(以下の点について、引き続き関係部局と協議を行いながら検討をお願いします。) 本計画の建築物(アリーナ、商業棟、共同住宅など)の予測評価について、昼間および夜間に関しても見え方での影響評価を行っておられますが、夜間照明によって周辺街区への影響や万博記念公園の生物への影響等多大な影響を及ぼす恐れも考えられるため、その部分について補足説明をお願いします。
			(以下の点について、引き続き関係部局と協議を行いながら検討をお願いします。) 本計画における緑化計画に関して、駅前空間においてあまりに少なく、緑陰形成による快適性向上や建築物の硬さの払拭といった機能性や景観形成の観点で、重視して配置等を検討いただきたいです。
			大規模イベント開催の多客時には、アリーナから阪急山田駅までの経路を多数の歩行者や自転車が利用することが想定されるため、当該経路の安全対策について引き続き検討をお願いします。
			【温室効果ガス・エネルギー】 提案書審査において、共同住宅におけるCO2フリー電気導入については、実需層に對してのデメリットが大きく導入しないとのことでしたが、導入検討は共同住宅のみでした。評価書案で示されたアリーナの先進事例調査においては、国内外ともにCO2フリー電気の導入事例が示されています。自営されるアリーナ棟においては、共同住宅の様なデメリットはありませんし、採用事例もありますので、積極的に実施される省エネルギー対策に加え、導入をお願いいたします。
			【温室効果ガス・エネルギー】 「評価書案で使用箇所や具体的な仕様想定を提示する」と見解が示されていた共同住宅における廃材や木材(国産材、大阪府内産材)の利用ですが、具体的な仕様想定については示されていないため、具体化をお願いします。また、木材利用は国が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を定め、「木づかい運動」などで利用促進を図っており、大阪府、吹田市も木材利用を進められています。その香りによるリラックス効果などのメリットもあり、共同住宅以外でも推奨されますので、住宅以外も木材利用も積極的に行ってください。その際、大阪府の「民間施設における木質空間整備事業補助金」など補助金の活用についても検討してください。また、建築物ごとの検討状況をできるだけ具体的に示してください。
			【温室効果ガス・エネルギー】 共同住宅などの建築物は、建物や設備の性能向上による省エネルギー、省CO2の対策が重要であり、本事業における事業者の取組は一定評価できる水準にあると言えます。しかし、建築物はユーザーが竣工以後、長く使用するものであり、ユーザー等の省エネルギー、省CO2活動を誘発する取組も重要です。評価書案に示されているサステナブル建築物等先導事業でも対策の1つの項目として挙げられており、採用事例もあります。積極的な導入を期待します。
			【温室効果ガス・エネルギー、廃棄物】 評価書案では商業、オフィス、ホテルにおける積極的な廃棄物の発生抑制の取組が示されていません。廃棄物の発生抑制は、社会的な要請もあり、先進事例調査で把握されているように積極的な取組を実施されている事業者もいる一方で、全ての事業者がそうであるとは言えません。いずれにしても経済活動に伴う廃棄物抑制は重要です。地球温暖化対策などと併せ、積極的に環境取組を行う事業者を選定するよう工夫されるべきです。具体的な対応をお示してください。

			【温室効果ガス・エネルギー、廃棄物】 リユースカップ・プログラムの実施は、プラカップの使用を前提にした場合、脱炭素施策としても有効です。実施に向けた検討状況をご説明ください。
			【温室効果ガス・エネルギー、廃棄物】 吹田市では、航空業界の脱炭素施策の切り札と言われている持続可能な航空燃料であるSAFの推進にごみ減量の観点から取り組まれています。使用済み油については、事業者からの排出と住宅からの排出がありますが、ともにSAF製造の原料化の事例があります。アリーナ棟、共同住宅、商業施設、ホテルなど、それぞれで使用済み油が排出されるのであれば、再資源としてSAF製造の原料化などが推進されるよう積極的に取り組んでいただきたいです。
評価書案	P627、P644		【生態系】 評価書案記載の生態系に対する夜間照明の配慮について、具体的な対策をお示しください。
			【緑化】 プレイゾーンの整備イメージについて、提案書に対する審査の中で「運用に合わせて柔軟性の高い整備計画を検討し、評価書案で示す」との見解でしたが、柔軟性の高い整備計画であることについての記載はどこでしょうか。具体的に工夫した点などについてご説明ください。
			【防災・安全】 提案書に対する審査の中で、「アリーナ及び複合施設における災害状況の事例について調査し、評価書案で示す」との見解があります。「同種・類似施設の防災対策の内容」については示されていますが、災害状況の事例については記載が無いようですので、お示しください。
			【防災・安全】 提案書に対する審査の中で、イベントの開催時、未開催時における、周辺病院の緊急車両に対する影響について評価書案で示すとの見解でしたが、具体的な記載がありませんので、検討結果をお示しください。
			【防災・安全】 安心・安全に関わる情報発信について、提案書に対する審査の中で「迅速な避難を支援するシステム構築を検討し、イメージを評価書案で提示」と見解がありますが、システム構築までは評価書案で示されていませんので、システムのイメージや具体案についてご提示ください。
評価書案	P667～670	表12.14-6	「表12.14-6 同種・類似の事業における、先進的で効果的な緑化に寄与する事例」 事例に示された緑化の内容（40%以上、40%、50%以上、56%）を踏まえた予測・評価が必要であると考えます。
評価書案	P689		評価書案P689 ⑫から⑭は計画建物が視認できる眺望点であるため、写真を添付いただきたいです。
評価書案	P695		評価書案P695の予測結果において、屋外広告物は現時点では配置や意匠等の詳細計画が未確定であるため現段階でのフォトモンタージュには反映出来ていないとのことですが、屋外広告物は景観を形成する要素のひとつであり、当該地に設置される屋外広告物は大きな規模であるため、建築物と屋外広告物が一体になった際に大きく印象が変わることも想定されます。屋外広告物の詳細計画等が決まった際には、フォトモンタージュに反映して、再評価を行ってください。
評価書案	P721		（「景観についての評価目標」は評価書案P721のウ(ア)に記載） 評価結果について、アリーナ・商業棟等は主ににぎわいと楽しさを感じられる景観づくりに関する評価がされている印象であり、新たに建設される共同住宅を含めた事業区域全体の景観や「既存の緑地景観との調和を図り公園としての落ち着きを損っていない」という評価の理由に関して補足説明をいただきたいです。また、共同住宅は主に外周道路側からの評価がされている印象で、南側の歴史ある落ち着いたまちなみとの調和等の評価について、補足説明をいただきたいです。また新たにできる共同住宅の住民は、エンターテインメント拠点を日常の景観として見ることとなるため、その配慮にも触れていただきたいです。

評価書案	P721～722		(「景観についての評価目標」は評価書案P721のウ(ア)に記載) 評価書案P722の緑化について、緑化方針や平面計画、部分的な緑化イメージについては確認できますが、建物を含めた全体的な見え方のイメージが難しく、「効果的で魅力的な緑化や質的充実を図る」ことについて、どのように評価されたのか補足説明をいただきたいです。
評価書案	P721		(「景観についての評価目標」は評価書案P721のウ(ア)に記載) 評価書案P721に共同住宅の圧迫感の低減について記載がありますが、詳細の設計の段階では圧迫感を無くす工夫について、景観アドバイザー会議などを活用いただき、より景観に配慮された計画となるようにしてください。その他の建築物等についても評価目標の達成に向けて、素材や色彩の選定など、引き続き景観アドバイザー会議等を活用いただき、計画に反映してください。
			【移動経路のバリアフリー整備について】 移動等円滑化について 鉄道駅舎からアリーナ棟を含む開発区域内の施設内外の移動経路について、障害を持つ利用者を含む全ての利用者が安全かつ快適に利用できるよう、関連法令及び基準等を遵守し、段差解消、スロープ設置、車椅子通路の確保、視覚・聴覚情報の提供等のバリアフリー設計をお願いいたします。 さらに、大阪関西万博で使用された 公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会発行「施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン」を参照し、可能な範囲での実施をお願いいたします。
			【移動経路のバリアフリー整備について】 <u>生活関連経路について</u> 本市では、バリアフリー法に基づき、鉄道駅舎から生活関連施設を結ぶ経路等を選定し、生活関連経路として指定を行っております。 本事業地と接道する大阪中央環状線の一部、茨木摂津線の一部、千里万博公園専用1号線においては、万博記念公園駅から当時生活関連施設であったホテル阪急エキスポパークを結ぶ経路を平成19年度の本市バリアフリー基本構想で生活関連経路として指定しておりますが、本事業地の土地利用計画によっては、生活関連経路の変更または廃止が必要となる可能性があるため、詳細な計画内容について、土木部総務交通室と協議をお願いいたします。
			【移動経路のバリアフリー整備について】 <u>当事者参画の実施</u> 国土交通省が発行している「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」等を参照し、障害者団体、介護サービス提供者、子育て経験者等、実際に施設を利用する当事者を設計検討の段階から継続的に参画できるよう検討をお願いいたします。
			【歩行者等の安全確保について】 万博記念公園周辺で大型イベントが開催される際、周辺道路において危険な横断行為が見受けられると地域住民から意見をいただいております。アリーナ整備による交通需要増加を踏まえ、周辺施設管理者と協議のうえ周辺道路における歩行者安全対策の実施をお願いいたします。
評価書案	P320	表12.2-19	評価書案P320 表12.2-19発生汚泥量について、汚泥量その他、それに関するに再資源化率及び再資源化量を記載してください。
評価書案	P208、P485～488		【騒音・振動について】 評価書案P208の20「防音シートなどの設置」に取組内容「必要に応じて防音シートや防音パネルの設置」とあり、評価書案P485からP488にかけて防音シート設置の図がありますが、防音シート等の設置する部分としない部分の判断基準を示してください。

評価書案	P489		【騒音・振動について】 評価書案P489-(ウ)評価b評価結果の「・近接する学校の行事～を検討する。」「・工事に際しては、～対策を協議する。」とありますが、「検討する。」とか「必要に応じて」ではなく学校側の意見を最優先してください。
評価書案	P517		【騒音・振動について】 評価書案P517に「アリーナ棟においては、周辺へのイベント時の騒音や振動の影響を抑制する設計とするとともに、夜間は配慮する。」とありますが、具体的にはどのような設計になるのか、またその設計についての騒音計算も併せて示してください。
評価書案別冊	P63 (No.60)		【騒音・振動について】 評価書案別冊P63 No.60の業者の見解で「必要に応じて」というのは、「事業者の必要」ではなく「周辺住民の必要」という理解にしてください。